

案 1（事務所の位置）について**1 現行規約**

第4条 組合の事務所は、滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺10番地の63に置く。

2 今回の改正案

第4条 組合の事務所は、滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地に置く。

「豊栄のさと」1階

案 2（組合運営負担金）について**1 現行規約**

第12条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の額は、関係市町の均等割、人口割を持って算出する。ただし、その割合等については、条例で定める。

<現行の条例>

彦根犬上広域行政組合負担金に関する条例

第1条 彦根犬上広域行政組合規約第12条第2項の規定に基づく、負担金の割合は次のとおりとする。

均等割 20パーセント

人口割 80パーセント

第2条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

2 前々回 平成21年1月27日の協議会での事務局案

第13条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金は、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとし、その額は当該関係市町の均等割、人口割および利用割をもって算出する。ただし、その割合等については条例で定める。

変更理由

第3条を表形式としたことから、共同処理する事務ごとに係る市町が負担することを明記し、併せて表記を改めた。

今後、最終処分場や新しいごみ処理施設の管理運営費の負担金については、循環型社会形成に寄与する目的で、利用割の導入が求められることから賦課項目に、その担保として「利用割」を加えた。

（前々回の協議会における、構成員からの意見等）

- ・規約により、均等割り、人口割り、利用割により算出することを掲げる中で、条例で賦課項目を選択していくことが可能か疑問。
- ・新しいごみ処理施設建設費に、利用割を用いないことが出来るのか疑問。
- ・新しいごみ処理施設建設費には利用割を除くという追加の文言が必要なのではないか？
- ・これでは、新しいごみ処理施設建設費に利用割を入れなければならないことになるのでは？
- ・条例で謳うのは分賦割合であって、どのような賦課項目を入れるかは規約で謳うものではないのか？

3 今回の改正案

第13条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金は、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとし、その額は、当該関係市町の均等割、人口割をもって算出する。ただし、その割合等については、条例で定める。

3 新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費については、均等割、人口割のほか利用割をもって算出することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、新しいごみ処理施設の建設費等に係る関係市町の負担金の分賦については、別に条例で定める。

変更理由

第3条を表形式としたことから、共同処理する事務ごとに係る市町が負担することを明記し、併せて表記を改めた。

新しいごみ処理施設の管理運営費の負担金については、循環型社会形成の構築に資する目的で「利用割」の導入を可能とすることを明記した。

今回の改正は、新しいごみ処理施設建設に関する事務の移管に伴うものとし、最終処分場の利用割導入について今回は協議の対象外とした。

新しいごみ処理施設の建設費等は、運営的経費と性質が異なり支出も一時的であることから、第4項を新たに追加し、運営的経費とは別に条例で定めるとした。

<運用に当たっての注記>

「施設の建設費等」とは以下の建設的経費等を想定している。

- ・施設の建設事業費経費（測量地質調査費、土地取得費、施設整備計画策定費、発注仕様書策定費、建設工事費等）
- ・建設事業に係る各種調査委託経費（適地調査費、環境影響調査費等）など

第4項により、新しいごみ処理施設の建設費等については、適宜1市4町で協議し、支出する関係市町、賦課項目とその割合を別に定め条例化する。